

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月15日

【中間会計期間】 第99期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社 青森銀行

【英訳名】 The Aomori Bank , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 井 畑 明 男

【本店の所在の場所】 青森市橋本一丁目9番30号

【電話番号】 代表 青森(017)777局1111番

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 浜 谷 哲

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目1番5号
株式会社 青森銀行 東京事務所

【電話番号】 代表 東京(03)3270局3587番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 小山内 秀 喜

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社 青森銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番5号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度
		中間連結 会計期間 (自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	28,383	30,595	29,019	57,359	61,386
連結経常利益	百万円	2,259	3,406	4,970	4,871	8,508
連結中間純利益	百万円	1,146	1,315	2,739		
連結当期純利益	百万円				2,550	4,224
連結純資産額	百万円	80,203	85,284	91,820	83,410	85,674
連結総資産額	百万円	2,165,394	2,154,964	2,186,786	2,188,596	2,158,627
1株当たり純資産額	円	438.62	469.89	491.94	457.67	472.95
1株当たり中間純利益	円	6.26	7.23	15.15		
1株当たり当期純利益	円				13.77	23.09
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.03	10.22	12.61	10.11	10.17
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	118,691	12,240	8,042	83,836	30,182
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	43,215	16,614	14,201	83,679	19,929
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	857	750	19,093	1,595	4,403
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	172,403	66,744	54,781		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				96,333	41,845
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,663 [368]	1,638 [407]	1,653 [430]	1,599 [375]	1,588 [412]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第97期中	第98期中	第99期中	第97期	第98期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	21,871	23,779	21,904	44,117	47,598
経常利益	百万円	2,069	3,229	4,355	4,308	7,887
中間純利益	百万円	1,123	1,272	2,702		
当期純利益	百万円				2,514	4,160
資本金	百万円	15,221	15,221	15,221	15,221	15,221
発行済株式総数	千株	184,621	183,621	181,621	183,621	181,621
純資産額	百万円	79,302	84,308	87,569	82,487	84,665
総資産額	百万円	2,139,338	2,132,399	2,161,843	2,165,973	2,134,485
預金残高	百万円	1,911,238	1,902,459	1,920,575	1,918,710	1,916,450
貸出金残高	百万円	1,268,944	1,282,334	1,300,810	1,355,152	1,360,445
有価証券残高	百万円	543,406	598,585	608,438	581,642	597,286
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.90	10.04	12.46	9.93	9.98
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,447 [311]	1,417 [345]	1,425 [378]	1,400 [321]	1,385 [357]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他	合計
従業員数(人)	1,527 [422]	22 [2]	104 [6]	1,653 [430]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員432人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 臨時従業員数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	1,425 [378]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員380人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 臨時従業員数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 当行の従業員組合は、青森銀行従業員組合及び青森銀行労働組合があり、平成18年9月30日現在の組合員数は、従業員組合1,084人、労働組合9人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間期の国内経済は、米国・アジア向け輸出の減速、公共投資の大幅減少などのマイナス要因が見られたものの、企業収益の改善に伴う設備投資の増加、サービスを中心とした個人消費の堅調さに支えられ、内需中心の自律的な景気回復の動きが続きました。ただ、原油価格の高騰に伴うコスト増の影響が企業部門、家計部門に広がっているほか、米国景気のスローダウンなどを背景に国内景気回復のテンポは緩やかなものとなりました。

一方県内経済は、生産面において携帯電話の液晶カラーフィルターなどがフル操業となり、素材産業も活発な生産を続けるなど、一部に持ち直しの動きが見られました。また個人消費においても、軽自動車为好調な販売を示し、持家を中心とした住宅投資に上向きの傾向がうかがわれましたが、当初の冷涼な気候が災いし、夏物衣料、エアコンなどの季節商品は不振でありました。加えて民間設備投資は、大型投資の一巡から前年を下回り、公共投資も依然低調に推移するなど、総じて足踏み状態が続いております。この間、雇用情勢は有効求人倍率が全国最低水準で推移するなど引き続き厳しい状況にあるほか、県内企業は原油価格高騰の影響を受け、さまざまな分野で厳しい経営を余儀なくされております。

以上のような経営環境の中で、当行及び連結子会社9社は、役職員が一体となり、業績の伸展と経営の効率化に努めました結果、次のような営業成績となりました。

主要勘定につきましては、預金は、一般法人・公金預金の増加により前年同期比184億円増加して中間期末残高は1兆9,142億円となりました。貸出金につきましては、公共貸出の増加に加え、住宅ローンを中心に個人ローンも引き続き堅調に推移したことから、前年同期比177億円増加して、中間期末残高は1兆2,860億円となりました。有価証券につきましては、運用資産の効率化を図る一方で、市場動向を注視し適切な運用に努めました結果、前年同期比97億円増加して、中間期末残高は6,086億円となりました。

損益状況につきましては、貸出金利息及び有価証券関係損益の減少等により、経常収益は前年同期比15億76百万円減少して290億19百万円となりました。一方経常費用は、資金調達費用は増加したものの、不良債権処理額が大幅に減少したことから、前年同期比31億41百万円減少して240億48百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比15億64百万円増加して49億70百万円となり、中間純利益は前年同期比14億24百万円増加して27億39百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は、前年同期比2.39%上昇して、12.61%となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

（銀行業務）

銀行業務の経常収益は、主に当行の経常収益の減少により、前年同期比18億68百万円減少して220億15百万円となりました。また経常利益は、不良債権処理費用の減少を主因として経常費用が減少したことにより、前年同期比15億33百万円増加して48億34百万円となりました。

（リース業務）

リース業務の経常収益は、リース資産の増加に伴い、前年同期比2億9百万円増加して39億8百万円となりました。また経常利益は、売上増加が寄与した結果、前年同期比51百万円増加して109百万円となりました。

（その他の業務）

その他の業務の経常収益は、割賦業務にかかる収入が堅調に推移したことを主因として前年同期比1億31百万円増加して37億63百万円となりました。一方経常利益は保証業務の引当処理額の増加等により前年同期比22百万円減少して26百万円となりました。

なお、当行グループは所在地別セグメントを記載しておりませんので、当該セグメントの業績は記載しておりません。

・キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末比129億36百万円増加して、中間期末残高は547億81百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金収支は、預金等の増加要因等により、前中間連結会計期間に比べ202億82百万円増加し、80億42百万円の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金収支は、有価証券の売却による収入が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ24億13百万円増加し、142億1百万円の減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金収支は、劣後特約付社債の発行による収入等により、前中間連結会計期間に比べ198億43百万円増加し、190億93百万円の増加となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は前年同期比158百万円減少し、16,084百万円となりました。これは預金利息の増加等により資金調達費用が前年同期比403百万円増加したことによるものであります。一方、役務取引等収支は、役務取引等収益の増加から、前年同期比204百万円増加し1,830百万円となりました。また、その他業務収支は前年同期比155百万円減少し、166百万円となりました。

国際業務部門の資金運用収支は資金運用収益が減少した影響により、前年同期比133百万円減少し177百万円となりました。また、役務取引等収支は前年同期比8百万円増加して12百万円となりました。その他業務収支は、前中間連結会計期間に計上した債券の償還益がなくなったことにより前年同期比300百万円減少し、2百万円となりました。

この結果合計では、資金運用収支は292百万円減少の16,261百万円、役務取引等収支は213百万円増加の1,843百万円及びその他業務収支は455百万円減少の164百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	16,242	310	16,553
	当中間連結会計期間	16,084	177	16,261
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	16,818	1,437	18,241
	当中間連結会計期間	17,062	1,198	18,242
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	575	1,126	1,687
	当中間連結会計期間	978	1,021	1,981
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,626	4	1,630
	当中間連結会計期間	1,830	12	1,843
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,626	23	2,650
	当中間連結会計期間	2,850	26	2,877
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,000	18	1,019
	当中間連結会計期間	1,020	14	1,034
その他業務収支	前中間連結会計期間	11	302	291
	当中間連結会計期間	166	2	164
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	8	452	460
	当中間連結会計期間	16	67	84
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	19	149	168
	当中間連結会計期間	183	64	248

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用・調達の状況

国内業務部門

国内業務部門の資金運用勘定は、貸出金による運用収益は減少しましたが、有価証券による運用が増加し、利回りも上昇したことから、受取利息は前年同期比244百万円増加し17,062百万円となりました。一方、資金調達勘定は、利回りの上昇により預金利息が増加したことに加え、社債を発行したこと等により、支払利息は前年同期比403百万円増加し978百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(84,004) 2,009,448	(14) 16,818	1.66
	当中間連結会計期間	(64,484) 2,011,797	(18) 17,062	1.69
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,268,061	13,944	2.19
	当中間連結会計期間	1,270,854	13,614	2.13
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	628	1	0.44
	当中間連結会計期間	681	1	0.47
うち有価証券	前中間連結会計期間	524,942	2,816	1.07
	当中間連結会計期間	548,630	3,300	1.19
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	49,527	4	0.01
	当中間連結会計期間	60,706	43	0.14
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	64,752	1	0.00
	当中間連結会計期間	49,427	44	0.17
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	8,831	0	0.01
	当中間連結会計期間	9,288	7	0.16
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,016,169	575	0.05
	当中間連結会計期間	2,012,940	978	0.09
うち預金	前中間連結会計期間	1,903,467	304	0.03
	当中間連結会計期間	1,891,181	512	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	73,909	41	0.11
	当中間連結会計期間	78,190	56	0.14
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	11,902	0	0.00
	当中間連結会計期間	1,049	0	0.16
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	82	0	0.09
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	26,940	228	1.69
	当中間連結会計期間	27,224	259	1.90
うち社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	14,972	149	1.98

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間12,641百万円、当中間連結会計期間8,821百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

国際業務部門の資金運用勘定は、コールローン等による運用が減少したことに加え、有価証券の利回りも0.19ポイント低下した結果、受取利息は前年同期比239百万円減少し1,198百万円となりました。一方、資金調達勘定は、コールマネー等の調達利回りが上昇したものの、全体として調達額が減少した結果、支払利息は前年同期比105百万円減少し、1,021百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	110,246	1,437	2.60
	当中間連結会計期間	80,092	1,198	2.98
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	65,184	684	2.09
	当中間連結会計期間	53,024	507	1.90
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	44,291	749	3.37
	当中間連結会計期間	24,721	672	5.42
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,060	1	0.34
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(84,004) 110,630	(14) 1,126	2.03
	当中間連結会計期間	(64,484) 80,480	(18) 1,021	2.53
うち預金	前中間連結会計期間	5,931	27	0.93
	当中間連結会計期間	3,679	40	2.17
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	15,428	261	3.37
	当中間連結会計期間	11,041	294	5.32
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	5,248	84	3.22
	当中間連結会計期間	1,248	34	5.45
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間35百万円、当中間連結会計期間27百万円)を控除して表示しております。

2. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)	利息(百万円)	利回り(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,035,689	18,241	1.78
	当中間連結会計期間	2,027,405	18,242	1.79
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,268,061	13,944	2.19
	当中間連結会計期間	1,270,854	13,614	2.13
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	628	1	0.44
	当中間連結会計期間	681	1	0.47
うち有価証券	前中間連結会計期間	590,127	3,501	1.18
	当中間連結会計期間	601,655	3,807	1.26
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	93,818	753	1.60
	当中間連結会計期間	85,427	716	1.67
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	64,752	1	0.00
	当中間連結会計期間	49,427	44	0.17
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	8,831	0	0.01
	当中間連結会計期間	10,348	9	0.18
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,042,795	1,687	0.16
	当中間連結会計期間	2,028,937	1,981	0.19
うち預金	前中間連結会計期間	1,909,398	332	0.03
	当中間連結会計期間	1,894,860	552	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	73,909	41	0.11
	当中間連結会計期間	78,190	56	0.14
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	27,331	261	1.90
	当中間連結会計期間	12,090	295	4.87
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	5,248	84	3.22
	当中間連結会計期間	1,330	34	5.12
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	26,940	228	1.69
	当中間連結会計期間	27,224	259	1.90
うち社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	14,972	149	1.98

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出してありますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間12,677百万円、当中間連結会計期間8,848百万円)を、それぞれ控除して表示してあります。

3. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載してあります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、為替業務は減少しましたが、主に代理業務が増加したことから、合計で前年同期比227百万円増加の2,877百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、合計で前年同期比15百万円増加し、1,034百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は前年同期比213百万円増加して 1,843百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,626	23	2,650
	当中間連結会計期間	2,850	26	2,877
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,171	0	1,171
	当中間連結会計期間	1,207	0	1,207
うち為替業務	前中間連結会計期間	930	16	946
	当中間連結会計期間	885	16	901
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	40		40
	当中間連結会計期間	75		75
うち代理業務	前中間連結会計期間	393		393
	当中間連結会計期間	592		592
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	58		58
	当中間連結会計期間	57		57
うち保証業務	前中間連結会計期間	32	6	39
	当中間連結会計期間	32	10	43
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,000	18	1,019
	当中間連結会計期間	1,020	14	1,034
うち為替業務	前中間連結会計期間	185	18	204
	当中間連結会計期間	180	14	194

(注) 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,890,526	5,317	1,895,844
	当中間連結会計期間	1,910,754	3,525	1,914,280
うち流動性預金	前中間連結会計期間	871,190		871,190
	当中間連結会計期間	912,184		912,184
うち定期性預金	前中間連結会計期間	997,185		997,185
	当中間連結会計期間	967,375		967,375
うちその他	前中間連結会計期間	22,150	5,317	27,468
	当中間連結会計期間	31,194	3,525	34,720
譲渡性預金	前中間連結会計期間	56,570		56,570
	当中間連結会計期間	68,250		68,250
総合計	前中間連結会計期間	1,947,096	5,317	1,952,414
	当中間連結会計期間	1,979,004	3,525	1,982,530

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,268,330	100.00	1,286,055	100.00
製造業	110,057	8.68	102,905	8.00
農業	3,634	0.29	3,775	0.29
林業	453	0.04	437	0.03
漁業	7,137	0.56	6,557	0.51
鉱業	1,722	0.14	2,742	0.21
建設業	70,968	5.59	67,330	5.24
電気・ガス・熱供給・水道業	14,700	1.16	21,063	1.64
情報通信業	5,720	0.45	5,634	0.44
運輸業	41,920	3.31	38,297	2.98
卸売・小売業	166,818	13.15	160,183	12.46
金融・保険業	60,575	4.78	56,486	4.39
不動産業	77,050	6.07	71,148	5.53
各種サービス業	171,083	13.49	165,671	12.88
政府・地方公共団体	225,672	17.79	272,017	21.15
その他	310,813	24.50	311,805	24.25
特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,268,330		1,286,055	

外国政府等向け債権残高(国別)
該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	172,848		172,848
	当中間連結会計期間	185,842		185,842
地方債	前中間連結会計期間	132,235		132,235
	当中間連結会計期間	133,664		133,664
短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
社債	前中間連結会計期間	160,487		160,487
	当中間連結会計期間	145,208		145,208
株式	前中間連結会計期間	44,681		44,681
	当中間連結会計期間	54,434		54,434
その他の証券	前中間連結会計期間	28,455	60,130	88,586
	当中間連結会計期間	38,433	51,033	89,467
合計	前中間連結会計期間	538,708	60,130	598,839
	当中間連結会計期間	557,583	51,033	608,617

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

[参考]

(単体情報)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	18,303	17,783	520
経費(除く臨時処理分)	13,916	13,869	47
人件費	6,474	6,368	106
物件費	6,462	6,629	167
税金	978	871	107
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		3,914	
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,387	3,914	473
一般貸倒引当金繰入額	1,459		1,459
業務純益	5,846	3,914	1,932
うち債券関係損益	249	227	476
臨時損益	2,617	441	3,058
株式関係損益	1,554	7	1,561
不良債権処理損失	4,717	57	4,660
貸出金償却	209	0	209
個別貸倒引当金繰入額	4,453		4,453
その他の債権売却損等	55	57	2
その他臨時損益	545	506	39
経常利益	3,229	4,355	1,126
特別損益	401	331	732
うち固定資産処分損益	1	62	61
税引前中間純利益	2,827	4,687	1,860
法人税、住民税及び事業税	2,057	1,039	1,018
法人税等調整額	501	945	1,446
中間純利益	1,272	2,702	1,430

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.65	1.67	0.02
(イ)貸出金利回	2.15	2.09	0.06
(ロ)有価証券利回	1.06	1.19	0.13
(2) 資金調達原価	1.40	1.44	0.04
(イ)預金等利回	0.03	0.05	0.02
(ロ)外部負債利回	0.88	2.31	1.43
(3) 総資金利鞘	-	0.23	0.02

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)		10.04	
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前)	11.54	10.04	1.50
業務純益ベース	15.39	10.04	5.35
中間純利益ベース	3.34	6.93	3.59

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,902,459	1,920,575	18,116
預金(平残)	1,915,222	1,902,484	12,738
貸出金(未残)	1,282,334	1,300,810	18,476
貸出金(平残)	1,281,932	1,285,305	3,373

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,357,555	1,350,517	7,038
法人	539,586	566,532	26,946
合計	1,897,141	1,917,049	19,908

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	332,882	333,871	989
住宅ローン残高	286,987	290,491	3,504
その他ローン残高	45,894	43,379	2,515

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	894,104	862,701	31,403
総貸出金残高	百万円	1,282,334	1,300,810	18,476
中小企業等貸出金比率	/ %	69.72	66.32	3.40
中小企業等貸出先件数	件	120,114	115,411	4,703
総貸出先件数	件	120,349	115,660	4,689
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.80	99.78	0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	10	47	5	16
保証	1,563	35,430	1,560	34,939
計	1,573	35,478	1,565	34,956

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	15,221	15,221
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	8,575	8,576
	利益剰余金	50,625	54,979
	自己株式()	923	697
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		440
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子会社の少数株主持分	2,942	3,175
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	連結調整勘定相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		80,813
	繰延税金資産の控除金額()		
計 (A)	76,441	80,813	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	2,424	2,373
	一般貸倒引当金	10,691	8,216
	負債性資本調達手段等	12,500	29,500
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	12,500	29,500
	計	25,616	40,089
	うち自己資本への算入額 (B)	20,797	37,689
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,125	1,125
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	96,113	117,377
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	918,371	909,850
	オフ・バランス取引項目	21,181	20,697
	計 (E)	939,553	930,548
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.22	12.61

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	15,221	15,221
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	8,575	8,575
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	5,641	5,828
	その他利益剰余金		47,983
	任意積立金	42,200	
	中間未処分利益	1,685	
	その他		
	自己株式()	809	584
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		450
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)		76,574
	繰延税金資産の控除金額()		
計 (A)	72,513	76,574	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,424	2,373
	一般貸倒引当金	9,086	6,801
	負債性資本調達手段等	12,500	29,500
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	12,500	29,500
	計	24,011	38,674
うち自己資本への算入額 (B)	20,652	37,536	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,125	1,125
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	92,040	112,986
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	895,262	885,439
	オフ・バランス取引項目	21,181	20,697
	計 (E)	916,444	906,137
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.04	12.46

- (注) 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	149	148
危険債権	480	405
要管理債権	222	196
正常債権	12,370	12,648

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

経済環境は着実な回復に向かっているものの、地方及び中小企業への波及は限定的であり、資金需要の本格的拡大には至っていません。さらに金融業界を取り巻く環境は、代理店制度等の規制緩和の進展による業態を超えた競争の激化や、平成19年3月期から適用される新自己資本比率規制および内部統制システム構築への対応等、一層の自己責任原則に徹した経営が求められています。

また、平成17年3月に金融庁より発表された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に基づき、「事業再生・中小企業金融の円滑化」「経営力の強化」「地域の利用者の利便性向上」への取り組みを強化していくことが喫緊の課題となっております。

こうした課題に積極的に対応するため、中期経営計画に基づき、「豊かさを創造し、高い信認を得る地域のコアバンク」の具現化を目指し、役職員一人ひとりがお客さま起点に立ったサービスの提供に引き続き努めてまいります。

当行グループは、今後とも地域に根ざした企業市民として法令等遵守の徹底を図るとともに、情報開示の充実、企業の透明性向上に努めながら、地元企業への支援や再生活動等を通して地域社会の発展に貢献してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,000,000
計	294,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月15日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	181,621,615	同左	東京証券取引所 第1部	権利内容に何ら限定のない当行 における標準となる株式
計	181,621,615	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年9月30日		181,621		15,221,294		8,575,127

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,787	4.83
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,161	3.39
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	6,156	3.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,046	3.32
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,301	2.91
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	4,769	2.62
青森銀行職員持株会	青森県青森市橋本一丁目9番30号	3,574	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,854	1.57
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,462	1.35
田中建設株式会社	青森県十和田市東一番町2番50号	2,420	1.33
計		48,533	26.72

(注) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び共同保有者である同社子会社から平成18年11月15日付で関東財務局長に提出された大量保有状況の変更報告書により、平成18年10月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,046	3.32
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,886	1.58
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	31	0.01
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	188	0.10
UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33番5号	221	0.12
計		9,373	5.16

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,235,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,084,000	178,084	同 上
単元未満株式	普通株式 2,302,615		同 上
発行済株式総数	181,621,615		
総株主の議決権		178,084	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が73千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が73個含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社青森銀行	青森県青森市橋本 一丁目9番30号	1,235,000		1,235,000	0.67
計		1,235,000		1,235,000	0.67

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	500	497	490	493	506	495
最低(円)	467	446	414	460	470	440

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．当中間連結会計期間(平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4．前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度 の連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		70,601	3.27	58,837	2.69	46,687	2.16
コールローン及び買入手形		110,000	5.10	125,000	5.72	60,000	2.78
買入金銭債権		8,816	0.41	7,009	0.32	8,239	0.38
商品有価証券		591	0.03	881	0.04	581	0.03
有価証券	1,8	598,839	27.79	608,617	27.83	597,570	27.68
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,9	1,268,330	58.86	1,286,055	58.81	1,346,296	62.37
外国為替		1,699	0.08	905	0.04	1,332	0.06
その他資産	8	30,382	1.41	27,948	1.28	32,687	1.52
動産不動産	8, 10,11, 12	46,568	2.16			45,621	2.11
有形固定資産	10, 11,12			44,814	2.05		
無形固定資産				5,002	0.23		
繰延税金資産		11,764	0.54	9,399	0.43	11,126	0.52
支払承諾見返		35,478	1.65	34,956	1.60	33,113	1.53
貸倒引当金		28,107	1.30	22,642	1.04	24,629	1.14
資産の部合計		2,154,964	100.00	2,186,786	100.00	2,158,627	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度 の連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,895,844	87.98	1,914,280	87.54	1,907,498	88.37
譲渡性預金		56,570	2.62	68,250	3.12	68,060	3.15
コールマネー及び売渡手形	8	23,982	1.11	10,964	0.50	11,747	0.55
債券貸借取引受入担保金	8	4,885	0.23	1,356	0.06	1,381	0.06
借入金	8,13	27,237	1.26	27,218	1.25	27,880	1.29
外国為替		17	0.00	13	0.00	12	0.00
社債	14			20,000	0.91		
その他負債		16,571	0.77	13,109	0.60	14,690	0.68
賞与引当金		757	0.03	768	0.04	737	0.03
役員賞与引当金				15	0.00		
退職給付引当金		2,462	0.11	1,162	0.05	1,781	0.08
再評価に係る繰延税金負債	10	2,922	0.14	2,870	0.13	2,913	0.14
支払承諾		35,478	1.65	34,956	1.60	33,113	1.53
負債の部合計		2,066,730	95.90	2,094,966	95.80	2,069,816	95.88
(少数株主持分)							
少数株主持分		2,949	0.14			3,137	0.15
(資本の部)							
資本金		15,221	0.71			15,221	0.71
資本剰余金		8,575	0.40			8,576	0.40
利益剰余金		51,069	2.37			52,663	2.44
土地再評価差額金	10	2,465	0.11			2,452	0.11
その他有価証券評価差額金		8,875	0.41			7,009	0.32
自己株式		923	0.04			248	0.01
資本の部合計		85,284	3.96			85,674	3.97
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2,154,964	100.00			2,158,627	100.00
(純資産の部)							
資本金				15,221	0.70		
資本剰余金				8,576	0.39		
利益剰余金				54,979	2.51		
自己株式				697	0.03		
株主資本合計				78,078	3.57		
その他有価証券評価差額金				8,142	0.37		
土地再評価差額金	10			2,402	0.11		
評価・換算差額等合計				10,545	0.48		
少数株主持分				3,195	0.15		
純資産の部合計				91,820	4.20		
負債及び純資産の部合計				2,186,786	100.00		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		30,595	100.00	29,019	100.00	61,386	100.00
資金運用収益		18,241		18,242		36,925	
(うち貸出金利息)		(13,944)		(13,614)		(28,011)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,502)		(3,809)		(7,264)	
役務取引等収益		2,650		2,877		5,493	
その他業務収益		460		84		576	
その他経常収益		9,243		7,814		18,391	
経常費用		27,189	88.87	24,048	82.87	52,878	86.14
資金調達費用		1,687		1,981		3,439	
(うち預金利息)		(332)		(552)		(660)	
役務取引等費用		1,019		1,034		2,039	
その他業務費用		168		248		328	
営業経費		12,996		12,746		25,449	
その他経常費用	1	11,316		8,037		21,621	
経常利益		3,406	11.13	4,970	17.13	8,508	13.86
特別利益		38	0.13	119	0.41	57	0.09
特別損失	2	404	1.32	161	0.56	596	0.97
税金等調整前中間(当期)純利益		3,040	9.94	4,928	16.98	7,970	12.98
法人税、住民税及び事業税		2,252	7.36	1,193	4.11	2,194	3.58
法人税等調整額		603	1.97	903	3.11	1,302	2.12
少数株主利益		76	0.25	92	0.32	247	0.40
中間(当期)純利益		1,315	4.30	2,739	9.44	4,224	6.88

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 の連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		8,575	8,575
資本剰余金増加高		0	0
自己株式処分差益		0	0
資本剰余金減少高			
資本剰余金中間期末(期末)残高		8,575	8,576
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		50,300	50,300
利益剰余金増加高		1,315	4,224
中間(当期)純利益		1,315	4,224
利益剰余金減少高		546	1,862
配当金		445	890
役員賞与		31	31
自己株式消却額			884
土地再評価差額金取崩額		69	57
利益剰余金中間期末(期末)残高		51,069	52,663

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	15,221	8,576	52,663	248	76,212
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			443		443
役員賞与(注)			31		31
中間純利益			2,739		2,739
自己株式の取得				451	451
自己株式の処分		0		2	2
土地再評価差額金の取崩			50		50
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)		0	2,315	448	1,866
平成18年9月30日残高 (百万円)	15,221	8,576	54,979	697	78,078

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	7,009	2,452	9,461	3,137	88,811
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					443
役員賞与(注)					31
中間純利益					2,739
自己株式の取得					451
自己株式の処分					2
土地再評価差額金の取崩					50
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	1,133	50	1,083	58	1,141
中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)	1,133	50	1,083	58	3,008
平成18年9月30日残高 (百万円)	8,142	2,402	10,545	3,195	91,820

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		3,040	4,928	7,970
減価償却費		3,616	4,626	7,531
減損損失		403	140	403
貸倒引当金の増加額		1,524	1,986	1,954
賞与引当金の増加額		17	31	2
役員賞与引当金の増加額			15	
退職給付引当金の増加額		442	619	1,123
資金運用収益		18,241	18,242	36,925
資金調達費用		1,687	1,981	3,439
有価証券関係損益()		1,803	236	3,091
為替差損益()		1,358	51	2,149
動産不動産処分損益()		26		164
固定資産処分損益()			62	
商品有価証券の純増()減		86	300	97
貸出金の純増()減		73,085	60,240	4,881
預金の純増減()		17,833	6,782	6,179
譲渡性預金の純増減()		19,390	190	7,900
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		507	661	4,149
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減		495	785	489
コールローン等の純増()減		50,796	63,770	218
コールマネー等の純増減()		1,451	782	13,687
債券貸借取引受入担保金の純増減()		314	25	3,817
外国為替(資産)の純増()減		1,169	427	803
外国為替(負債)の純増減()		12	0	7
資金運用による収入		18,351	17,741	37,343
資金調達による支出		1,838	2,013	3,393
その他		684	376	2,582
小計		11,153	9,236	28,093
法人税等の支払額		1,086	1,193	2,089
営業活動による キャッシュ・フロー		12,240	8,042	30,182

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		70,631	84,771	122,840
有価証券の売却による収入		14,730	36,741	38,648
有価証券の償還による収入		44,113	38,494	72,431
動産不動産の取得による支出		5,011		10,370
有形固定資産の取得による支出			4,543	
動産不動産の売却による収入		185		2,200
有形固定資産の売却による収入			800	
無形固定資産の取得による支出			922	
投資活動による キャッシュ・フロー		16,614	14,201	19,929
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金 の返済による支出				3,000
劣後特約付社債の 発行による収入			20,000	
配当金支払額		445	443	890
少数株主への配当 金支払額		10	14	10
自己株式の取得による 支出		301	451	519
自己株式の売却による 収入		7	2	17
財務活動による キャッシュ・フロー		750	19,093	4,403
現金及び現金同等物に 係る換算差額		15	1	27
現金及び現金同等物 の増減()額		29,589	12,936	54,488
現金及び現金同等物 の期首残高		96,333	41,845	96,333
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		66,744	54,781	41,845

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 9社 青銀甲田株式会社 青銀ビジネスサービス株式会社 青銀不動産調査株式会社 青銀スタッフサービス株式会社 あおぎんディーシーカード株式会社 あおぎんリース株式会社 あおぎんコンピュータサービス株式会社 あおぎんクレジットカード株式会社 あおぎん信用保証株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 9社 同左 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 9社 同左 (2) 非連結子会社 該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	同左	同左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 9社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 9社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,510百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,056百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,670百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
		(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見	

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は15百万円増加し、税金等調整前中間純利益は15百万円減少しております。	
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(9) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(9) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
	<p>(11)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(12)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(11)消費税等の会計処理 同左</p>
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)を当中間 連結会計期間から適用しております。 これにより税金等調整前中間純 利益は396百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準」(企業会計基準第5 号平成17年12月9日)及び「貸借対照 表の純資産の部の表示に関する会計 基準等の適用指針」(企業会計基準 適用指針第8号平成17年12月9日)を 当中間連結会計期間から適用して おります。 当中間連結会計期間末における従 来の「資本の部」に相当する金額は 88,624百万円であります。 なお、当中間連結会計期間におけ る中間連結貸借対照表の純資産の部 については、中間連結財務諸表規則 及び銀行法施行規則の改正に伴い、 改正後の中間連結財務諸表規則及び 銀行法施行規則により作成して おります。 (自己株式及び準備金の額の減少等 に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等 に関する会計基準」(企業会計基準 第1号平成14年2月21日)及び「自 己株式及び準備金の額の減少等に関 する会計基準の適用指針」(企業会 計基準適用指針第2号平成14年2月 21日)が平成17年12月27日付及び平 成18年8月11日付で一部改正され、 会社法の定めが適用される処理に関 して適用されることになったことに 伴い、当中間連結会計期間から同会 計基準及び適用指針を適用して おります。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)を当連結 会計年度から適用しております。こ れにより税金等調整前当期純利益は 388百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除して おります。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式を含んでおりません。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,982百万円、延滞債権額は60,066百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,503百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,574百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式を含んでおりません。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,027百万円、延滞債権額は52,704百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,960百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,708百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式を含んでおりません。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,928百万円、延滞債権額は52,704百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は58百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,761百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,451百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,850百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,101百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 53,727百万円 その他資産 6,417百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,742百万円 売渡手形 10,400百万円 債券貸借取引 4,885百万円 受入担保金 借入金 4,770百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券70,738百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は706百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は64百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、530,379百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが530,379百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不</p>	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、21,850百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,153百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 47,385百万円 その他資産 5,335百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,448百万円 債券貸借取引 1,356百万円 受入担保金 借入金 4,502百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券79,193百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は67百万円、保証金は181百万円です。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、541,274百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが539,044百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不</p>	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、15,850百万円です。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,943百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 有価証券 46,117百万円 その他資産 6,232百万円 担保資産に対応する債務 預金 16,538百万円 債券貸借取引 1,381百万円 受入担保金 借入金 4,548百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券70,245百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は691百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は66百万円です。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、498,135百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが494,830百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,977百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 59,279百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,423百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,500百万円が含まれております。</p>	<p>動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,794百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 55,783百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,423百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,500百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,878百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 66,155百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,423百万円 (当連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,500百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1. その他経常費用には、貸出金償却272百万円、貸倒引当金繰入額3,483百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループを基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。</p> <p>その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額403百万円（土地255百万円、建物147百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸出金償却116百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループを基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。</p> <p>その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額140百万円（土地88百万円、建物51百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却605百万円、貸倒引当金繰入額3,823百万円及び株式等売却損171百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループを基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。</p> <p>その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額403百万円（土地255百万円、建物147百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	181,621	-	-	181,621	
合計	181,621	-	-	181,621	
自己株式					
普通株式	541	933	4	1,470	注1、2
合計	541	933	4	1,470	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加933千株のうち、900千株は定款の定めによる取締役会決議による買受による増加であり、33千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	453	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月24日 取締役会	普通株式	450	その他利益 剰余金	2.5	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年3月31日現在
現金預け金勘定 70,601百万円	現金預け金勘定 58,837百万円	現金預け金勘定 46,687百万円
定期預け金 1,254百万円	定期預け金 1,254百万円	定期預け金 1,236百万円
その他の預け金 2,603百万円	その他の預け金 2,802百万円	その他の預け金 3,605百万円
現金及び現金同等物 66,744百万円	現金及び現金同等物 54,781百万円	現金及び現金同等物 41,845百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <p>動産 22,890百万円</p> <p>その他 11,155百万円</p> <p>合計 34,046百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 11,095百万円</p> <p>その他 5,038百万円</p> <p>合計 16,134百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p>動産 11,795百万円</p> <p>その他 6,116百万円</p> <p>合計 17,912百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 5,627百万円</p> <p>1年超 12,751百万円</p> <p>合計 18,378百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>受取リース料 3,401百万円</p> <p>減価償却費 3,008百万円</p> <p>受取利息相当額 368百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <p>動産 33,013百万円</p> <p>その他 4,868百万円</p> <p>合計 37,881百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 14,941百万円</p> <p>その他 2,028百万円</p> <p>合計 16,969百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p>動産 18,071百万円</p> <p>その他 2,839百万円</p> <p>合計 20,911百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 6,375百万円</p> <p>1年超 15,064百万円</p> <p>合計 21,440百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>受取リース料 3,747百万円</p> <p>減価償却費 3,215百万円</p> <p>受取利息相当額 353百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</p> <p>取得価額</p> <p>動産 32,131百万円</p> <p>その他 4,606百万円</p> <p>合計 36,737百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 15,429百万円</p> <p>その他 2,003百万円</p> <p>合計 17,433百万円</p> <p>年度末残高</p> <p>動産 16,701百万円</p> <p>その他 2,602百万円</p> <p>合計 19,304百万円</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 6,116百万円</p> <p>1年超 14,328百万円</p> <p>合計 20,445百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>受取リース料 7,198百万円</p> <p>減価償却費 6,108百万円</p> <p>受取利息相当額 752百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>

[次へ](#)

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	0	0	0	0	
社債	12,502	12,531	28	44	15
その他	27,857	27,940	83	92	9
合計	40,359	40,471	111	137	25

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	30,780	42,863	12,082	12,962	879
債券	444,553	447,529	2,976	4,175	1,199
国債	172,340	172,848	507	1,059	551
地方債	130,416	132,235	1,818	2,167	349
社債	141,795	142,445	649	948	298
その他	60,752	60,709	43	576	619
合計	536,085	551,101	15,015	17,714	2,699

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものと及び時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したことから時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	5,340
その他有価証券	
非上場株式	1,818
社債	200
その他	19

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	0	0	0
社債	10,756	10,733	23
その他	30,158	30,038	120
外国証券	5,769	5,772	2
その他	24,389	24,266	122
合計	40,915	40,771	143

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	37,137	52,623	15,485
債券	448,794	447,288	1,506
国債	187,319	185,842	1,477
地方債	133,201	133,664	462
社債	128,274	127,782	491
その他	59,474	59,293	180
外国証券	45,800	45,257	543
その他	13,673	14,035	362
合計	545,406	559,204	13,798

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したもの及び時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したことから時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	6,570
その他有価証券	
非上場株式	1,811
社債	100
非上場外国株式	6
その他	8

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	581	3

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	0	0	0	0	
社債	11,610	11,566	43	1	45
その他	27,200	27,039	161	45	206
外国証券	6,557	6,570	12	15	2
その他	20,643	20,469	174	30	204
合計	38,811	38,606	205	46	251

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	34,428	52,527	18,098	18,495	397
債券	448,148	442,371	5,777	835	6,613
国債	175,541	172,623	2,918	183	3,101
地方債	139,791	137,810	1,981	345	2,326
社債	132,814	131,937	877	307	1,184
その他	56,416	55,983	432	648	1,081
外国証券	47,444	46,590	853	137	991
その他	8,971	9,392	420	511	90
合計	538,993	550,881	11,888	19,980	8,091

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものと及び時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したことから時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	38,646	3,187	492

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	5,810
その他有価証券	
非上場株式	1,855
社債	200
非上場外国株式	4
その他	7

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	84,132	157,796	178,068	39,993
国債	35,674	75,015	36,421	25,511
地方債	740	16,270	120,798	
社債	47,717	66,510	20,847	14,482
その他	7,535	22,773	25,922	21,672
外国証券	7,460	20,256	24,401	1,029
その他	74	2,517	1,521	20,643
合計	91,668	180,570	203,991	61,666

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末
該当ありません。

当中間連結会計期間末
該当ありません。

前連結会計年度末
該当ありません。

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	15,015
その他有価証券	15,015
()繰延税金負債	6,132
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,883
()少数株主持分相当額	7
その他有価証券評価差額金	8,875

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	13,798
その他有価証券	13,798
()繰延税金負債	5,635
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,162
()少数株主持分相当額	19
その他有価証券評価差額金	8,142

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	11,888
その他有価証券	11,888
()繰延税金負債	4,855
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,032
()少数株主持分相当額	23
その他有価証券評価差額金	7,009

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	348	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	114	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容・取引の利用目的

当行では、以下のようなデリバティブ取引を利用しています。なお、連結子会社ではデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

将来の取引市場での為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、外貨建資産・負債を対象とした為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しています。

将来の取引市場での金利変動によるリスクを回避する目的で、金融資産・負債を対象とした金利スワップ取引を利用しています。

将来の価格変動によるリスクを回避する目的及び運用収益を獲得する目的で、債券オプション取引及び債券先物取引を利用しています。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理もしくは金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ、為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象 金融資産全般

ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利リスクについては、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証によりヘッジの有効性の評価をしております。

為替変動リスクについては、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性の評価をしております。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、基本的に、相場変動リスクにさらされている資産・負債に係るリスクを回避する目的においてデリバティブ取引を利用する方針をとっています。なお、債券オプション取引及び債券先物取引には、一部、限定的な取扱高の範囲内において、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング目的）で利用しているものが含まれていますが、運用収益獲得に主眼を置いた投機目的のみのデリバティブ取引は利用しない方針です。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の債務不履行に係るリスク（信用リスク）などを有しています。当行が利用している債券オプション取引及び債券先物取引のうちトレーディング目的のものについては、将来の価格変動によるリスクがあります。

なお、当行は信用度の高い金融機関のみを取引相手としてデリバティブ取引を行っており、信用リスクはほとんどないと判断しています。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行のリスク管理は、経営上多額の損失を被ることがないように、相場変動リスクにさらされている資産・負債に対してそのリスク回避のため効果的にデリバティブ取引が利用されているか、また、取引限度枠を超えた単独のデリバティブ取引が存在していないか、などに重点を置いて行われています。

当行には、デリバティブ業務に関する権限規程及び取引限度額を定めた取引管理規程があり、これらの規程に基づいてデリバティブ取引が行われています。また、デリバティブ業務の内部牽制は、各々のデリバティブ取引の担当部内におけるディーリング部門と記帳部門の相互牽制とリスク統括部のチェックにより確立されています。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	15		0	0
	買建	11		0	0
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

該当ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	23,819	3,580	3,196	30,595		30,595
(2) セグメント間の内部 経常収益	64	119	436	620	(620)	
計	23,883	3,699	3,632	31,216	(620)	30,595
経常費用	20,581	3,641	3,584	27,808	(618)	27,189
経常利益	3,301	58	48	3,407	(1)	3,406

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	21,950	3,749	3,320	29,019		29,019
(2) セグメント間の内部 経常収益	65	159	443	667	(667)	
計	22,015	3,908	3,763	29,687	(667)	29,019
経常費用	17,180	3,798	3,737	24,716	(667)	24,048
経常利益	4,834	109	26	4,971	(0)	4,970

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	47,671	7,283	6,431	61,386		61,386
(2) セグメント間の内部 経常収益	147	265	941	1,355	(1,355)	
計	47,819	7,549	7,373	62,741	(1,355)	61,386
経常費用	39,764	7,263	7,202	54,229	(1,351)	52,878
経常利益	8,055	285	170	8,511	(3)	8,508

(注) 1. 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他」はクレジットカード業務等であり
ます。

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

当行は、在外支店及び在外子会社を有しておりませんので、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
1株当たり純資産額	円	469.89	491.94	472.95
1株当たり中間(当期)純利益	円	7.23	15.15	23.09

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成17年 9月 30日	当中間連結会計期間末 平成18年 9月 30日	前連結会計年度末 平成18年 3月 31日
純資産の部の合計額	百万円		91,820	
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円		3,195	
うち少数株主持分	百万円		3,195	
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円		88,624	
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株		180,150	

2. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
中間(当期)純利益	百万円	1,315	2,739	4,224
普通株主に帰属しない金額	百万円			31
うち利益処分による役員賞与金	百万円			31
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	1,315	2,739	4,193
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	181,888	180,758	181,604

3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし

(2) 【その他】

該当事項なし

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		69,298	3.25	57,508	2.66	45,405	2.13
コールローン		110,000	5.16	125,000	5.78	60,000	2.81
買入金銭債権		8,816	0.41	7,009	0.32	8,239	0.39
商品有価証券		591	0.03	881	0.04	581	0.03
有価証券	1,8	598,585	28.07	608,438	28.15	597,286	27.98
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,9	1,282,334	60.14	1,300,810	60.17	1,360,445	63.74
外国為替		1,699	0.08	905	0.04	1,332	0.06
その他資産	8	9,401	0.44	8,499	0.39	10,961	0.51
動産不動産	8, 10,11, 14	29,175	1.37			27,543	1.29
有形固定資産	10, 11,14			25,959	1.20		
無形固定資産				1,903	0.09		
繰延税金資産		10,377	0.49	8,146	0.38	9,917	0.46
支払承諾見返		35,478	1.66	34,956	1.62	33,113	1.55
貸倒引当金		23,358	1.10	18,176	0.84	20,340	0.95
資産の部合計		2,132,399	100.00	2,161,843	100.00	2,134,485	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,902,459	89.22	1,920,575	88.84	1,916,450	89.79
譲渡性預金		56,570	2.65	68,250	3.16	68,060	3.19
コールマネー		13,582	0.64	10,964	0.51	11,747	0.55
債券貸借取引受入担保金	8	4,885	0.23	1,356	0.06	1,381	0.07
売渡手形	8	10,400	0.49				
借入金	12	12,709	0.60	9,553	0.44	9,606	0.45
外国為替		17	0.00	13	0.00	12	0.00
社債	13			20,000	0.93		
その他負債		5,962	0.28	3,908	0.18	4,115	0.19
賞与引当金		699	0.03	706	0.03	690	0.03
役員賞与引当金				15	0.00		
退職給付引当金		2,403	0.11	1,103	0.05	1,727	0.08
再評価に係る繰延税金負債	14	2,922	0.14	2,870	0.13	2,913	0.14
支払承諾		35,478	1.66	34,956	1.62	33,113	1.55
負債の部合計		2,048,090	96.05	2,074,273	95.95	2,049,819	96.04
(資本の部)							
資本金		15,221	0.71			15,221	0.71
資本剰余金		8,575	0.40			8,576	0.40
資本準備金		8,575				8,575	
その他資本剰余金		0				0	
利益剰余金		49,980	2.34			51,543	2.42
利益準備金		5,550				5,641	
任意積立金		42,200				42,200	
中間(当期)未処分利益		2,230				3,701	
土地再評価差額金	14	2,465	0.12			2,452	0.11
その他有価証券評価差額金		8,874	0.42			7,007	0.33
自己株式		809	0.04			135	0.01
資本の部合計		84,308	3.95			84,665	3.96
負債及び資本の部合計		2,132,399	100.00			2,134,485	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金				15,221	0.70		
資本剰余金				8,576	0.40		
資本準備金				8,575			
その他資本剰余金				0			
利益剰余金				53,812	2.49		
利益準備金				5,738			
その他利益剰余金				48,074			
別途積立金				43,700			
繰越利益剰余金				4,374			
自己株式				584	0.03		
株主資本合計				77,025	3.56		
その他有価証券評価差額金				8,141	0.38		
土地再評価差額金	14			2,402	0.11		
評価・換算差額等合計				10,544	0.49		
純資産の部合計				87,569	4.05		
負債及び純資産の部合計				2,161,843	100.00		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		23,779	100.00	21,904	100.00	47,598	100.00
資金運用収益		18,156		18,142		36,728	
(うち貸出金利息)		(13,861)		(13,516)		(27,826)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,500)		(3,807)		(7,252)	
役務取引等収益		2,686		2,916		5,586	
その他業務収益		460		84		576	
その他経常収益		2,476		760		4,707	
経常費用		20,550	86.42	17,548	80.12	39,710	83.43
資金調達費用		1,568		1,843		3,191	
(うち預金利息)		(332)		(552)		(660)	
役務取引等費用		1,261		1,269		2,515	
その他業務費用		168		246		328	
営業経費	1	14,067		13,869		27,719	
その他経常費用	2	3,482		319		5,957	
経常利益		3,229	13.58	4,355	19.88	7,887	16.57
特別利益	3	1	0.00	493	2.25	13	0.03
特別損失	4	403	1.69	161	0.73	586	1.23
税引前中間(当期)純利益		2,827	11.89	4,687	21.40	7,314	15.37
法人税、住民税及び事業税		2,057	8.65	1,039	4.74	1,914	4.02
法人税等調整額		501	2.11	945	4.32	1,239	2.61
中間(当期)純利益		1,272	5.35	2,702	12.34	4,160	8.74
前期繰越利益		1,027				1,027	
土地再評価差額金取崩額		69				57	
自己株式消却額						884	
中間配当額						454	
中間配当に伴う 利益準備金積立額						90	
中間(当期)未処分利益		2,230				3,701	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日 残高(百万円)	15,221	8,575	0	8,576	5,641	42,200	3,701	51,543	135	75,205
中間会計期間中の 変動額										
剰余金の配当(注)					97	1,500	2,050	453		453
役員賞与(注)							30	30		30
中間純利益							2,702	2,702		2,702
自己株式の取得									451	451
自己株式の処分			0	0					2	2
土地再評価差額金の 取崩							50	50		50
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)										
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)			0	0	97	1,500	672	2,269	448	1,820
平成18年9月30日 残高(百万円)	15,221	8,575	0	8,576	5,738	43,700	4,374	53,812	584	77,025

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	7,007	2,452	9,460	84,665
中間会計期間中の 変動額				
剰余金の配当(注)				453
役員賞与(注)				30
中間純利益				2,702
自己株式の取得				451
自己株式の処分				2
土地再評価差額金の 取崩				50
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)	1,133	50	1,083	1,083
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	1,133	50	1,083	2,904
平成18年9月30日 残高(百万円)	8,141	2,402	10,544	87,569

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：3年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,510百万円であります。</p>	<p>綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,056百万円であります。</p>	<p>綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,670百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
		<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は15百万円増加し、税引前中間純利益は15百万円減少しております。</p>	

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(口)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左	(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより、税引前中間純利益は396百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。		(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は388百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は87,569百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 51百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,913百万円、延滞債権額は58,842百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,201百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,957百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 59百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,809百万円、延滞債権額は51,506百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,626百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,958百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 51百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,976百万円、延滞債権額は51,564百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,476百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,022百万円あります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,850百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,101百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 53,727百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,742百万円 債券貸借取引 4,885百万円 受入担保金 売渡手形 10,400百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券70,738百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は666百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は64百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、493,079百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが493,079百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年</p>	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、21,850百万円あります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,153百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 47,385百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,448百万円 債券貸借取引 1,356百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券79,193百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は67百万円、保証金は137百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、500,153百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが497,923百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年</p>	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、15,850百万円あります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,943百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 46,117百万円 担保資産に対応する債務 預金 16,538百万円 債券貸借取引 1,381百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券70,245百万円を差し入れております。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、456,180百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが452,875百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 30,325百万円</p> <p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,423百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,500百万円が含まれております。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,977百万円</p>	<p>毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 30,889百万円</p> <p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,423百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,500百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,794百万円</p>	<p>毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 29,780百万円</p> <p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,423百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,500百万円が含まれております。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,878百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 870百万円 その他 260百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却209百万円、貸倒引当金繰入額2,993百万円を含んでおります。</p> <p>4. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位(連携して営業を行っている営業店グループを基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。</p> <p>その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額403百万円(土地255百万円、建物147百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 964百万円 その他 297百万円</p> <p>3. 特別利益には、貸倒引当金戻入益409百万円を含んでおります。</p> <p>4. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位(連携して営業を行っている営業店グループを基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。</p> <p>その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額140百万円(土地88百万円、建物51百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,916百万円 その他 535百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却501百万円、貸倒引当金繰入額3,253百万円を含んでおります。</p> <p>4. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位(連携して営業を行っている営業店グループを基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。</p> <p>その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額403百万円(土地255百万円、建物147百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	306	933	4	1,235	注1、2
合計	306	933	4	1,235	

注1. 普通株式の自己株式の増加933千株のうち、900千株は定款の定めによる取締役会決議による買受による増加であり、33千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 631百万円 その他 61百万円 合計 693百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 197百万円 その他 17百万円 合計 215百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 433百万円 その他 43百万円 合計 477百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 121百万円 1年超 365百万円 合計 486百万円</p> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 71百万円 減価償却費相当額 63百万円 支払利息相当額 10百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 454百万円 その他 250百万円 合計 704百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 149百万円 その他 66百万円 合計 216百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 304百万円 その他 183百万円 合計 487百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 138百万円 1年超 355百万円 合計 494百万円</p> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 74百万円 減価償却費相当額 70百万円 支払利息相当額 5百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 468百万円 その他 231百万円 合計 700百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 125百万円 その他 42百万円 合計 167百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p>動産 342百万円 その他 189百万円 合計 532百万円</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 134百万円 1年超 403百万円 合計 537百万円</p> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 110百万円 減価償却費相当額 104百万円 支払利息相当額 8百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当事項なし

(2) 【その他】

中間配当

平成18年11月24日開催の取締役会において、第99期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 450百万円
一株当たりの中間配当金 2円 50銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成18年12月8日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 発行登録書（社債）及びその添付書類				平成18年4月10日 関東財務局長に提出。
(2) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日		平成18年4月11日 関東財務局長に提出。
(3) 発行登録書追補書類（社債）及びその添付書類				平成18年4月26日 東北財務局長に提出。
(4) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日		平成18年5月9日 関東財務局長に提出。
(5) 発行登録取下届出書（社債）				平成18年5月18日 関東財務局長に提出。
(6) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年5月1日 至 平成18年5月31日		平成18年6月12日 関東財務局長に提出。
(7) 有価証券報告書及びその添付書類	事業年度（第98期）	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日		平成18年6月29日 関東財務局長に提出。
(8) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年6月1日 至 平成18年6月30日		平成18年7月11日 関東財務局長に提出。
(9) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年7月1日 至 平成18年7月31日		平成18年8月7日 関東財務局長に提出。
(10) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年8月1日 至 平成18年8月31日		平成18年9月8日 関東財務局長に提出。
(11) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年9月1日 至 平成18年9月30日		平成18年10月10日 関東財務局長に提出。
(12) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年10月1日 至 平成18年10月31日		平成18年11月8日 関東財務局長に提出。
(13) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年11月1日 至 平成18年11月30日		平成18年12月8日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社青森銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田	中	清	吾
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木	村		修

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青森銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社青森銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 修

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 澤 和 彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青森銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社青森銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田	中	清	吾
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木	村		修

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青森銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第98期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青森銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社青森銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 修

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 澤 和 彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青森銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第99期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青森銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。